

審 第 5 7 5 号
答 申 第 2 3 5 号
令和元年6月6日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年5月10日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第214号

平成29年3月10日付けで審査請求人から提起された、平成29年2月23日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に対する審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年2月23日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年2月10日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成27年〇〇月〇〇日に私が〇〇署に〇〇署刑事課当直員に搬送された時に使用された車両の運転記録簿」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を特定したが、審査請求人の個人情報に記載されておらず、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、条例第21条第2項の規定により、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年3月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年5月10日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

平成27年〇〇月〇〇日に審査請求人が〇〇署に〇〇署刑事課当直員に搬送された時に使用された車両の運転記録簿

イ 本件審査請求の理由

(ア) 平成27年〇〇月〇〇日（○）午前2時5分ころ、居酒屋〇〇に入

店。午前2時30分～35分、当直刑事課長代理〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、鑑識係婦警ら5名現着。午前2時54分、〇〇が運転手、後部席に審査請求人、〇〇。〇〇署へ刑事当直車両で搬送された。

(イ) 審査請求人をアルコール検知。午前5時1分、当直刑事車両、〇〇が運転手、後部席に審査請求人、〇〇。審査請求人宅へ搬送。審査請求人は自宅で寝たら、首が激痛で寝てられない。

(ウ) 公衆電話ボックスより審査請求人が110番通報。午前5時17分、当直刑事車両に審査請求人が乗車し、本署へ搬送。午前6時2分、当直刑事車両で審査請求人宅へ搬送。

(エ) 審査請求人は〇〇交番より110番通報。午前6時36分、当直刑事車両が現着、本署へ搬送。午前8時30分、当直刑事車両で審査請求人宅へ搬送。

(オ) 平成27年〇〇月〇〇日(〇) 午前2時54分から午前8時30分までの当直刑事らが使用した車両の運転記録簿の開示を求める。

(2) 審査請求人は、反論書及び追加反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

審査請求人が通報に併せて乗車した当直刑事車両の運転記録簿の開示を求める。本件決定は、不適法。審査請求人に関係の全ての運転記録簿は開示であるとする。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 対象文書

実施機関において、本件開示請求に基づいて対象文書の検索を実施した。本件開示請求において、審査請求人が求めている「平成27年〇〇月〇〇日に私が〇〇警察署まで搬送された際に使用した車両」について調査を行い、該当車両の運転記録簿を対象文書として検討を行った。

(2) 本件決定の理由

本件開示請求に係る行政文書に開示請求者の個人情報に記載されておらず、本件開示請求に係る個人情報を保有していないため。

(3) 本件決定の妥当性

審査請求人は、前記3(1)イ(オ)のとおり、本件審査請求の理由において、「運転記録簿の開示を求める」と主張していることから、本件審査請求については、審査請求人が本件決定を取り消し、対象となる運転記録簿の全部開示を求めていると認め、当該運転記録簿に記載された内容についての開示・不開示の検討を実施する。

ア 運転記録簿の性質

運転記録簿については、千葉県警察の装備に関する訓令（昭和39年本部訓令第16号。以下「訓令」という。）第32条により「取扱責任者は、担当車両（運転記録簿と同種の記載項目を有する勤務日誌等を備え付けている車両については除く。）について車両運転記録簿を備え、車両を使用した者に所要事項を記載させ、保管責任者の決裁を受けなければならない。」と規定されており、車両の適正な管理のため、各車両毎に車種車名、車両番号、運転日、行き先、出発時間、帰着時間、運転終了時の走行メーター、運転者及び備考（故障・整備の状況）を記録するものであり、車両を運用した際の取扱事案等個別具体的な内容を記録するものではない。

イ 運転記録簿の特定

審査請求人は、本件開示請求の請求内容において「平成27年〇〇月〇〇日に私が〇〇署に〇〇署刑事課当直員に搬送された時に使用された車両の運転記録簿」を求めているが、実施機関で調査したところ、審査請求人の申し立てどおり、審査請求人を平成27年〇〇月〇〇日に〇〇警察署に車両にて搬送した事実の確認がなされたものであり、同車両の運転記録簿を本件開示請求の対象文書として特定したものである。

ウ 当該運転記録簿の記載内容

当該運転記録簿の記載内容を確認したところ、審査請求人が搬送されたとされる平成27年〇〇月〇〇日の記載内容については、前記アのとおり、行き先、出発時間、帰着時間、運転終了時の走行メーター及び運転者のみであり、審査請求人の個人を特定しうる情報は全く記載されていなかった。以上のことから本件決定を行ったものであり、本件決定に誤りは認められない。

(4) 前記3（1）イの主張について

審査請求人は、本件審査請求の理由において、平成27年〇〇月〇〇日（〇）午前2時5分ころから発生した事象について時系列で説明するとともに、〇〇警察署の対応が不適切であると主張しているものと認められるが、それらは本件開示請求に関する文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、平成27年〇〇月〇〇日に審査請求人が〇〇警察署に搬送された際に使用された車両に係る運転記録簿（以下「本

件運転記録簿」という。)である。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件決定に対し、前記3(1)イ(オ)及び(2)のとおり、本件運転記録簿の開示を求める旨主張するので、本件運転記録簿を不開示とした本件決定の妥当性について、以下、検討する。

イ 運転記録簿は、前記4(3)アのとおり、訓令第32条の規定により、車両の適正な管理のため、車両毎に車種車名、車両番号、運転日、行先、出発時間、帰着時間、運転終了時の走行メーター、運転者及び備考(故障・整備の状況)を記録するものであり、車両を使用した際の取扱事案等個別具体的な内容を記録するものではない。

ウ 本件運転記録簿について、審議会で見分したところ、車両を1回使用するごとに当該運転記録を1行にまとめて記載する書式になっており、審査請求人が搬送されたと主張する平成27年〇〇月〇〇日の記載内容については、行先、出発時間、帰着時間、運転終了時の走行メーター及び運転者のみが記載されていることが認められる。また、審査請求人の氏名が記載される欄はなく、審査請求人を特定するその他の個人情報も記載されていなかった。

エ したがって、本件開示請求に係る行政文書に審査請求人の個人情報が記載されておらず、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、実施機関が不開示とした判断は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年5月11日	諮問書(弁明書の写しを含む。)の受理
平成29年5月22日	反論書の写しの受理
平成29年10月31日	追加反論書の写しの受理
平成31年3月19日	審議(平成30年度第11回第2部会)

平成31年4月24日	審議（平成31年度第1回第2部会）
------------	-------------------

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	千葉大学大学院社会科学研究院 教授	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者